

# 推進施策の方向

本プランでは、推進施策を「施策目標」によって整理しました。また、次に示した「推進施策のポイント」の視点から施策の検討を行いました。

<施策体系図>

基本目標		多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり	
施策目標	推 進 施 策		
I ライフサイクルに応じた 継続的な支援	①乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・子育て支援策の実施と関係部局との連携</li> <li>・多文化子育てサロンの設置促進</li> <li>・母子保健対策事業の適切な実施</li> <li>・円滑な小学校入学のための支援</li> <li>・乳幼児期からの言語習得のための支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③青年期</li> <li>・高等学校等における学習機会の促進</li> <li>・社会的自立につなげるための支援</li> <li>・二世世代のネットワークづくり</li> <li>・有害環境などへの対応</li> <li>・青年期における日本語学習の充実</li> </ul>
	②子ども期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校における学習機会の保障</li> <li>・要特別支援児童生徒に対する対応の検討</li> <li>・外国人学校に対する支援</li> <li>・外国人学校への健康診断実施の働きかけ</li> <li>・健やかな成長と自己実現のための支援</li> <li>・少年非行の防止や犯罪に巻き込まれないための取組</li> <li>・子どもの日本語習得のための支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④成人期</li> <li>・外国人労働者のための憲章の充実</li> <li>・国への働きかけや職業訓練の実施</li> <li>・就業のための環境整備</li> <li>・起業のための情報提供</li> <li>・結婚・家族形成への支援</li> <li>・生活設計への支援</li> <li>・外国人の入居円滑化支援</li> <li>・メンタルヘルスで問題を抱える人や障害のある人への対応</li> <li>・関係機関と連携した日本語教育の充実</li> </ul>
II 互いに支え合う共生関係づくり	⑦外国人県民同士の関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人県民同士で教え合える場づくり</li> <li>・アイデンティティ確立の場づくり</li> <li>・世代間での交流や助け合いの場づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤老年期</li> <li>・高齢化に関する取組の検討</li> <li>・介護通訳の検討・準備及び介護制度周知</li> <li>・外国人高齢者に配慮した環境整備</li> <li>・終活への対応支援</li> <li>・年金加入の促進</li> </ul>
	⑧外国人県民と日本人県民の関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人の高齢者やホームレスなどに対する支援の推進</li> <li>・災害時における支援の推進</li> <li>・日本人県民のボランティア活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥各年代共通</li> <li>(医療)</li> <li>・あいち医療通訳システムの普及</li> <li>・医療通訳者のスキルの向上</li> <li>・外国語対応可能医療機関などの情報提供</li> <li>(防災)</li> <li>・愛知県災害多言語支援センターの機能強化</li> <li>・「やさしい日本語」などの普及</li> <li>・「多文化防災」の普及</li> </ul>
III 外国人県民とともに 暮らす地域への支援	⑨外国人県民と地域社会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人県民の力を生かすための地域や企業への働きかけ</li> <li>・多言語化などによる情報提供</li> <li>・外国人県民の施策・事業の企画・運営などへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(体制)</li> <li>・多文化ソーシャルワーカーなど相談体制の充実</li> <li>・在名古屋ブラジル総領事館との連携</li> <li>・職員の見識の向上</li> <li>・有識者などとのつながりの継続</li> <li>・様々な立場にある団体や個人との連携</li> </ul>
	⑩地域などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する支援</li> <li>・地域に対する支援</li> <li>・事業所に対する支援</li> <li>・宗教・文化などの理解に対する支援</li> </ul>	
	⑪県全体の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生に対する理解促進</li> <li>・子どもへの多文化共生教育の実施</li> <li>・人権尊重の社会づくり</li> </ul>	

## 1 推進施策のポイント

### ライフサイクルに応じた支援と 各分野の連携

外国人県民への支援を考える場合には、彼らのライフサイクルを見通し、彼らがこの地域でよりよく生きるために、人生に寄り添ったサポートが必要です。「出産」や「子育て」、「教育」、「労働」、「老後」、そして、人生に欠かすことのできないものが、自身の命を守る「医療」と「防災」です。彼らが、人生のどこでどのような壁や困難にぶつかるのかを理解した上で、適切な対応や対策を考えていくことが、外国人県民のQOL（生活の質）を高め、ひいては地域活動への参画へとつながります。

なお、ライフサイクルの視点に立って取組を考える場合、自治体やNGO・NPO、企業などとの連携がより重要になります。特に、国籍や年齢に関わらず、すべての命にかかわる「医療」や「防災」に関係する機関との連携が必要です。

また、2017（平成29）年6月に改正された社会福祉法（2018年4月施行）では、市町村に対して、包括的な支援体制の構築が求められています。それを受けて国に設置された支援体制のあり方に関する検討会の最終とりまとめでは、その支援体制は、他人事を我が事に変えていくような働きかけをする機能や、複合的な課題を全体として受け止める、あるいは、世帯全体を受け止める場として整備することが求められています。さらに、各分野で実施されている取組を有機的につなげ、互いに連携・協働して面として実施することや、これまで支援の受け手であった人が支え手に回るような参加の場や就労の場を地域に見出

していくことも今後の方向性として示されています。こうした視点は、外国人県民に対するライフサイクル全般に渡る支援を行う場合にも必要となってきます。

### 子どもの教育の充実

外国人の子どもの教育については、第1次プランから重点課題として取り組んできていますが、依然として、すべての子どもの教育が保障されている状況にはありません。また、日本で生まれ育った子どもたちが増える中、格差が広がっており、母語も日本語も不十分なまま、社会の中で周縁化している子どもたちがいます。本県は、プレスクール<sup>[2]</sup>や日本語学習支援基金<sup>[3]</sup>による子どもの日本語教室への支援、母語の重要性の明文化、公立小中学校の日本語教育適応学級担当教員<sup>[4]</sup>の加配基準の拡大など、他の自治体に先駆けて様々な取組を行ってきています。

しかし、義務教育年齢の子どもの就学実態の把握、学齢超過<sup>[5]</sup>や不就学の子どもへの対応、特別支援の必要な子どもへの対応、高校進学後のサポート、大学進学やキャリア形成に向けての取組、外国人学校に通う子どもの健康診断など、依然として課題は残されています。

また、進学や就職にあたって困らないよう、引き続き、しっかりとした日本語を身につける機会を与える必要があります。さらに、就職をした子どもたちの中には、経済的な事情などで働かざるを得ない状況にある子どももいるため、働きながら勉強のできる環境も必要です。

こうした幅広い課題も踏まえながら、今後も、

子どもの教育を重点課題として取り組んでいかなければなりません。

## 第二世代の活躍とまちづくり

外国人県民が地域の構成員として、日本人県民とともに生きていくだけではなく、彼ら自身が持つ長所を生かして地域で活躍できる環境を整えることが重要です。第二世代が本格的に社会参画する年齢に達しつつある中、彼らが地域社会の一員として、彼らならではの強みを生かし、活躍できるような仕組みづくりをしていく必要があります。

また、そうした仕組みをつくり、外国人県民の能力をまちづくりに生かすためには、県や市町村、NPO、企業、大学など、それぞれの主体の果たすべき役割を明確に示していくことが重要です。

## 日本語と安定した仕事

我が国では、外国人に対する日本語教育制度が充実しているとは言えず、何年も日本で生活しているにも関わらず、日本語能力の向上が図られず、非正規雇用など不安定な就労を余儀なくされている場合があります。そのため、日本語を習得することは就労につながることを理解してもらうとともに、日本語教育を受けられる体制を整備する必要があります。

また、日本語だけの問題ではなく、給料や職場環境などの面から仕事が長続きしない場合が少なくありません。語学力を生かした仕事であっても、非正規的な働きが多く、それだけでは生活ができないのが現状であるため、就労や起業に対する支援も必要です。

## 高齢化に対する対応

これからの課題として、高齢化の問題もあります。1989年の入管法改正に伴い来日してきた日系ブラジル人を始めとする第一世代の高齢化が進んでいます。若い労働者として入ってきた彼らが働けなくなっている状況の中で、年金や介護保険などについて十分な知識がないまま、老後を迎えようとしている方もいます。また、年の離れた年上の日本人の夫と結婚した女性が夫に先立たれて単身になり、生活できずに困窮する事例も出てきています。

一方で、オールドカマーと呼ばれる韓国・朝鮮籍などの方々の場合には、高齢化や介護の問題はすでに顕在化しており、NPOにおいて独自の取組がされてきています。今後、日系外国人などのニューカマーの高齢者が増加することが見込まれる中、オールドカマーの事例に学びながら、行政としても対応を考える必要があります。

## 理解促進と差別に対する対応

外国人の中には、同じ職場で働いていても外国人同士で固まってしまったり、生活の場においても特定の場所に集中して住むなど、日本人との交流の機会がない方もいます。

また、日本人の外国人に対する理解促進を図るためには、仕事と生活の両面からの交流が重要ですが、交流だけでは、ヘイトスピーチを始めとする外国人に対する差別や不当な扱いをなくすことには限界があります。

そこで、より一層の人権教育と外国人を「同じ社会の仲間」として接するための仕組みづくりが必要です。

## 情報共有・情報提供と 顔の見える関係づくり

本県の強みは、多文化共生に関連する団体がつながりを持ち、盛んに情報共有を行っていることであり、ときには、共同で取組を行っている場合もあります。その中心となっているのが、長くこの地域で多文化共生活動に取り組んできた支援者たちです。

2016年末には、彼らを中心に「多文化防災ネットワーク愛知・名古屋」が設立され、多文化共生の取組が「防災」の分野にも広がってきています。

多文化共生の地域づくりは、行政だけで実現できるものではありません。民間と行政でお互いに「できること／できないこと」を補い合いながら、車の両輪となって、多文化共生を推進していくことが大切です。

また、外国人県民を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、草の根で活動している支援者や外国人コミュニティのリーダーたちは、それを誰よりも早く把握することができます。本プラン策定に当たっては、彼らを始めとする県民から直接意見・要望を伺うためのタウンミーティングを開催しましたが、今後も、時代に合った施策を行うため、彼らと対話や情報共有をする機会を設けていきます。

一方で、県や（公財）愛知県国際交流協会（以下「県協会」という。）は、国の施策を市町村や現場に伝えることができます。そのため、市町村に対して国や県の施策などについて情報を提供するとともに、日本語教室などの現場で支援している方々や自治会などの地域で活動している方々に対して、ウェブページやSNS（ソーシャルネットワーク）、メーリングリストなどによって迅速な情報提供をす

ることにより、活動のバックアップをしています。

外国人県民に対する情報提供については、情報の多言語化なども必要ですが、コミュニティの活用など、発信方法を見直していく必要があります。そのためには、外国人コミュニティのリーダーと直接話をして、内容を十分に理解してもらい、そのコミュニティに合った形での情報提供を行っていかねばなりません。また、こうしたコミュニケーションを取る中で、外国人県民から意見を聞いたり、情報提供を受けることによって、これを施策に反映することもできますし、外国人コミュニティと市町村とをつなげることも可能になります。県としては、支援するだけでなく、セミナーの開催などにより、コミュニティ内での自主的な人材育成や有機的なつながりについても働きかけていきます。

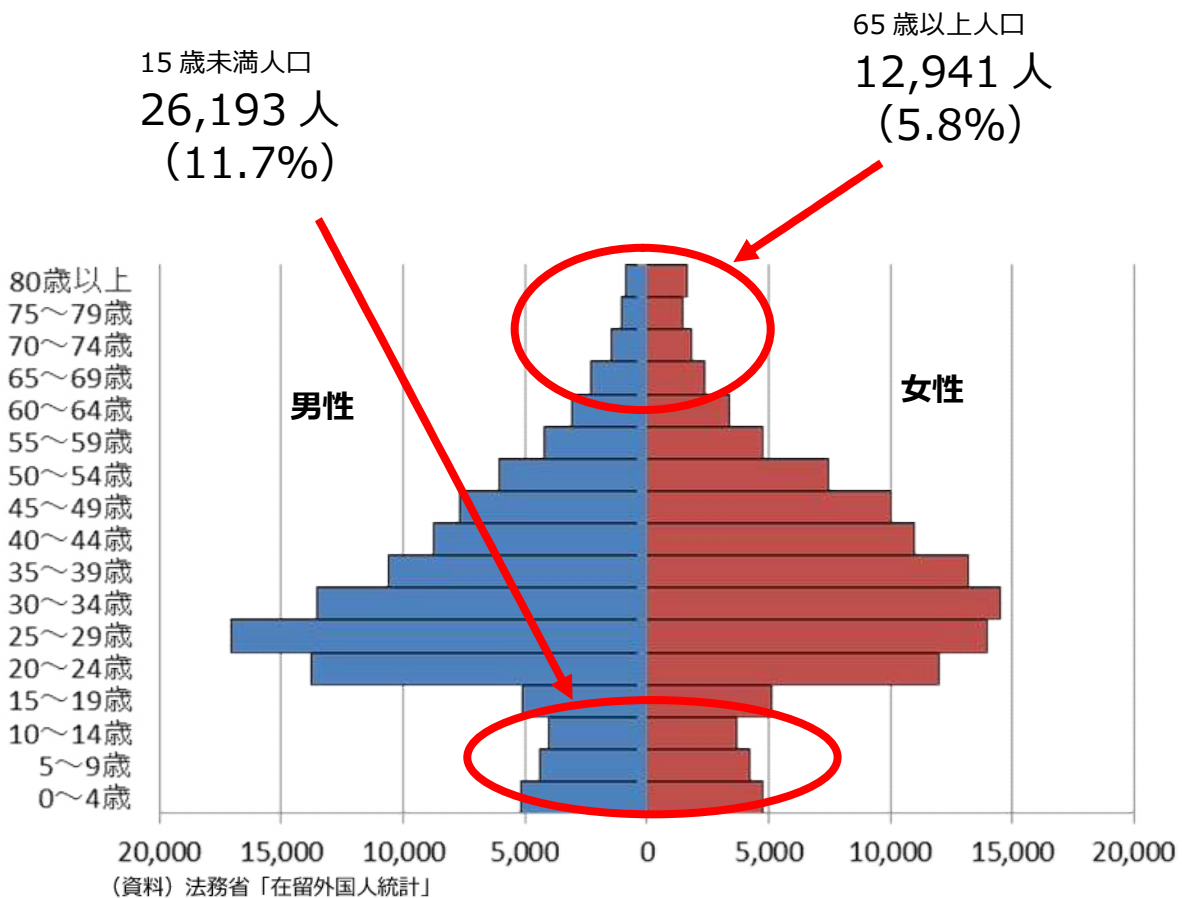
これまで、本県の多文化共生を推進するに当たっては、職員が積極的に現場に赴き、情報を収集したり、情報の共有を図ってきました。また、対話をしながら、互いの課題を共有し、それぞれで何ができるかを模索し、それぞれのできる範囲で様々な施策に取り組んできました。このような現場と行政との顔の見える関係はとても大切であり、今後も、こうした関係を続けていく必要があります。



愛知県県営住宅自治会連絡協議会「定期団地視察・意見交換会」に出席（2017年7月）



<愛知県の外国人人口ピラミッド>



## 2 推進施策

### (1) ライフサイクルに応じた継続的な支援

永住化が継続する中、滞日年数が長くなり、今後も日本で生活し続けようとする外国人が増える中で、彼らの人生に寄り添い、ライフサイクルに応じた継続的な支援を行っていきます。

ライフサイクルに応じて、「子育て」、「教育」、「進路・進学」、「労働環境」、「居住環境」、「結婚・家族形成」、「介護」、「終活」などのテーマがあります。また、各年代を通じた「言語習得」、「保健・福祉」といったテーマがありますが、これらはライフサイクルごとに課題が異なります。

「医療」、「防災」といった共通したテーマも

あります。こうした各課題に対応するための体制も整えていかなければなりません。

各ライフサイクルに応じた推進施策について以下に示します。

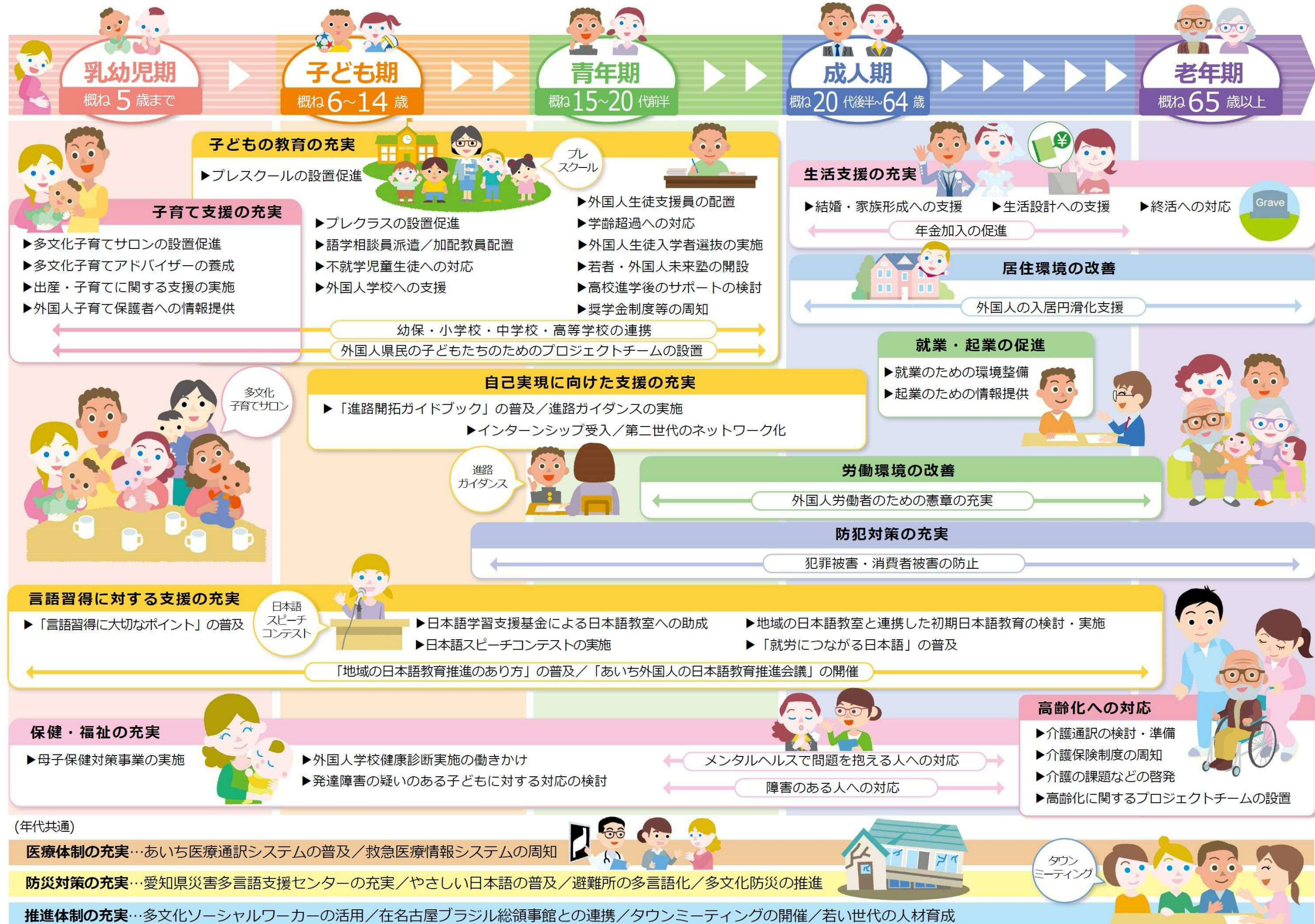
なお、ライフサイクルは、生まれてからではなく、母親の胎内にいる時点を中心として考えます。

👉 推進施策と具体的な施策を対応させるため、以下に示す各推進施策の末尾の【 】内に、61 ページ以降の「4 具体的な施策」の番号を付した。



# ライフサイクル図

※年齢は目安として示したものであり、対象者は、これに縛られるものではありません。  
※表記は略称を使っているものもあります。





## 乳幼児期

出産・子育て支援／多文化子育てサロン／母子保健対策／プレスクール／言語習得／母語



特定非営利活動法人みらい「子育てサークルによる言語習得促進事業」2017年度愛知県委託事業

### （出産・子育て支援策の実施と関係部局との連携）

- 愛知県や県内市町村では、安心して子どもを産み、育てることができるよう、様々な施策を実施しており、妊娠・出産の不安などに対する相談や多様な保育ニーズへの対応、地域の実情に応じた子育て支援サービスなどが提供されています。また、子育てに関する経済的支援として、県は、医療保険の自己負担分の費用（通院費は小学校入学まで、入院費は中学校卒業まで）を支給したり、第3子以降の子どもの満3歳到達年度末までの保育料の無料化などを行っています。

こうした、妊娠・出産や子育てに関する支援を引き続き実施するとともに、これらに関する情報を多言語化した保護者向けの手引を活用し、情報提供に取り組めます。

さらに、本県が実施する子育て支援策を外国人県民につなげるため、関係部局から成る「外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム」を設置し、より効果的に施策を実施するための検討を行います。【1～3】

- 子育てしながら働くためには、仕事と生活の調和が不可欠です。そのため、関係部局と連携して、企業にワーク・ライフ・バランスを働きかけるとともに、本県の男女共同参画を推進する中で、男性の家事・育児への参加を促進していきます。【4・5】

### （「多文化子育てサロン」の設置促進）

- 外国人の保護者は、言葉の壁により日本人以上に孤独感を感じたり、文化のちがいなどに戸惑い、出産や子育てに不安を感じる場合があります。そのため、日本の子育てに関する制度や母子保健など、日本で子育てをしていくに当たって必要な情報提供を行いながら、子どもの成長に伴って必要となる日本語を身につけてもらう取組を通じて、彼らの不安感や孤独感の解消に取り組めます。

こうした取組は、2017年度に「多文化子育てサークル」としてモデル的に実施しましたが、今後は、それを拠点化するため、日本人親子も交えた子育てなどの情報交換や交流を行う「多文化子育てサロン」の設置を市



町村と連携して促進していきます。

また、「多文化子育てサロン」を設置していない市町村においても子育ての相談に応じることができるよう、「多文化子育てアドバイザー」を養成します。【6・7】

#### (母子保健対策事業の適切な実施)

- 日本では、母子保健対策として母子健康手帳の交付や保健師・助産師による訪問指導、乳幼児健診などが行われており、予防接種も年齢に応じてきめ細かく接種するスケジュールが定められています。こうした周産期からの母子保健対策事業の基本的な情報について、保護者向けの手引や「多文化子育てサロン」などにより外国人保護者に提供するとともに、あいち医療通訳システムを活用して、指導や健診などが適切に行えるようにします。【2・6・8】

#### (円滑な小学校入学のための支援)

- 日本人の子どもは一般的に、小学校入学前から学校生活に対する知識や簡単な日本語、「あいうえお」などを自然に身につけていきます。しかし、そうした環境にない外国人の子どもたちが小学校に入学する場合、早期に学校に適応するためには、初期の日本語指導や学校生活への適応指導が必要です。そのため、本県が全国に先駆けて作成した「プレスクール実施マニュアル」<sup>[6]</sup>や過去に実施したモデル事業の成果を活用し、市町村への説明会を開催するなどして、プレスクールの設置を促進するとともに、実施している教室のネットワーク化により内容を充実させていきます。【9・10】

#### (乳幼児期からの言語習得のための支援)

- 日本で子育てをする外国人保護者の中には、乳幼児期に家庭の中で子どもへの言葉か

けがしっかりできていない場合があります。こうした子どもは、将来的に、母語も日本語も不十分な状態になってしまう恐れがあります。

子どもがこうした状態にならないためには、家庭の中で、保護者が一番自分の思いを伝えやすい言語を使うことが大切です。そうした保護者との言葉のやり取りが基になり、学校で日本語を学習するようになると、そこに接ぎ木をするように語彙が増えていき、言語能力が向上していきます。

こうした言語習得に必要なポイントは、外国人保護者だけでなく、保健師や保育士といった子育ての関係者でも知らない場合があることから、本県では、「外国人の乳幼児期における言語習得に大切なポイント」<sup>[7]</sup>を2016年度にまとめ、保護者向けの子育ての手引や「多文化子育てサロン」の実施により、外国人保護者に周知していくとともに、説明会などを開催することにより、関係者に周知し、その普及に努めます。【2・6】

- 子どもが最初に接触、あるいは習得する言語である母語は、その後の言語習得において重要なことに加え、子どものアイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーションなどのために重要です。

そのため、2012年度に作成した母語教育サポートブック「KOTOBA」<sup>[8]</sup>の普及や県協会による母語・母文化学習の大切さを伝えるイベントや講座の開催などにより、外国人県民の子どもたちが母語に誇りと関心が持てるようにしていきます。また、本県においては、サポートブック作成をきっかけとして、母語支援を目的とした団体「愛知 外国につながる子どもの母語支援プロジェクト」が設立されましたが、こうした団体の活動をサポートしていきます。【11・12】

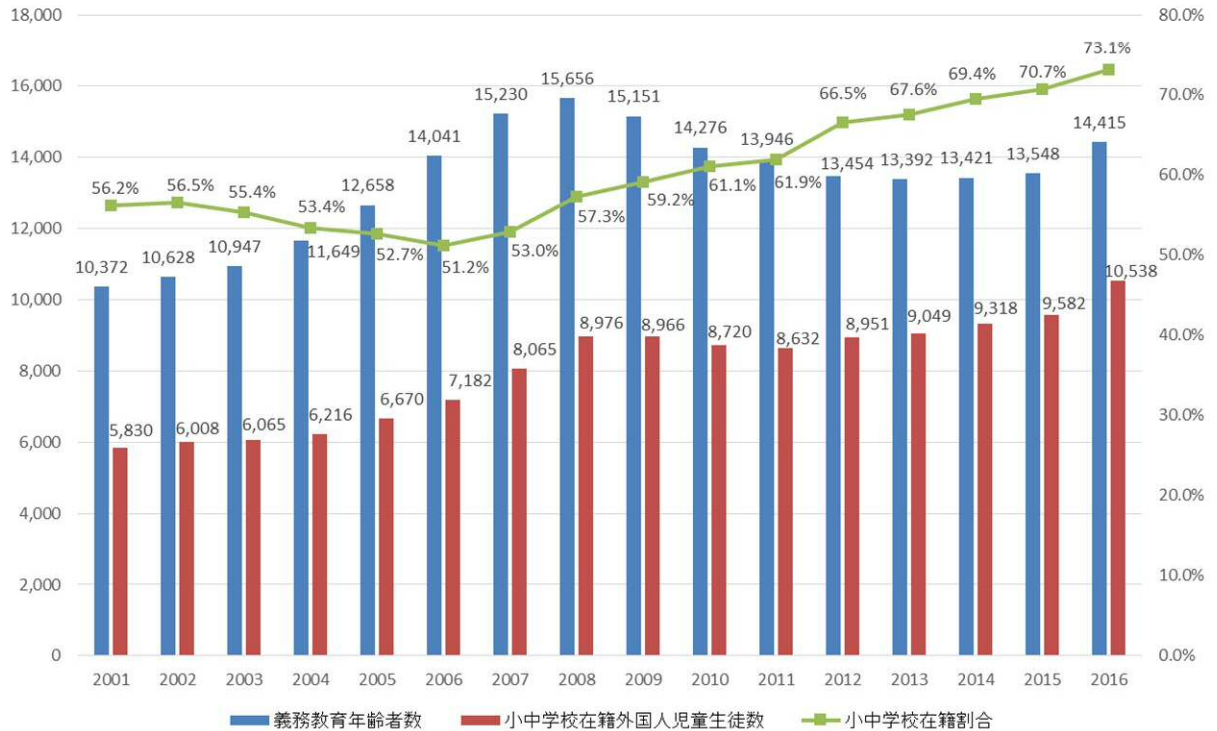




# 子ども期

学習機会の保障／不就学児童生徒／要特別支援児童生徒／外国人学校／健康診断／健やかな成長／日本語学習支援基金／日本語スピーチコンテスト

＜愛知県の小・中学校在籍外国人児童生徒数＞



(資料) 義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」（一部推計）  
小・中学校在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」

## (公立学校における学習機会の保障)

- 外国人児童生徒に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するため、公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員<sup>[9]</sup>の派遣を充実するなど、就学支援体制の確保に努めます。  
【13・14】
- 外国人児童生徒を担当する教員や語学相談員などを対象に、講義、研究協議などをおして、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させるとともに、多文化共生への意識を向上させることにより、資質の向上に努めます。  
また、校長を始めとする管理職に対する

研修会では、多文化共生の視点に立ったプログラムを取り入れるなど、その内容の充実を図ります。【15・16】

- 外国語に堪能な者、または外国での様々な経験を有する者などの積極的な教員採用に努めます。【17】
- 市町村教育委員会に「日本語能力測定方法」<sup>[10]</sup>の活用を働きかけ、公立小・中学校における日本語能力の把握による適切な支援を図ります。また、公立小・中学校における「特別の教育課程」<sup>[11]</sup>を進め、日本語指導の充実を図ります。

なお、個別の指導計画に含まれる項目によって、児童生徒の家庭内言語や生育歴・



学習歴などが分かり、指導に関する記録を共有することも可能になる個別の指導計画の作成を推進し、継続した支援が行われるよう働きかけます。【18・19】

- 日本語が全く分からないか、ある程度分かるものの授業にはついていけないレベルの来日直後の児童・生徒に対して実施する日本語初期指導教室（プレクラス）<sup>[12]</sup>について、2016年度にNPOとともに効果的な日本語初期指導教室運営に関する研究を行いました。その成果をまとめたリーフレット・指導計画案の普及を図ったり、事例紹介や説明会を実施するなどして設置を促進していきます。また、実施している教室のネットワークづくりなどによりプレクラスを充実させていきます。【20・21】
- 不就学の外国人の子どもに対する学習支援は、国際交流協会やNPOによって支えられていますが、継続的に事業が実施できるよう、国に制度化を要望するとともに、不就学の子どもに対する就学促進活動を広域的に行っているNPOなどに対して、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。  
また、不就学になった後の進路の選択肢を一覧表にするなどして、不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うとともに、不就学の子どもを孤立させないよう、NPOや市町村、関連部局と連携しながら、不就学の外国人児童生徒数を減らすための方策を検討し、実施していきます。【22～24】
- 県協会では、外国人県民の子どもの就学や進学などを支援するため、多文化ソーシャルワーカーが子どもの教育に関する相談対応マニュアルなどを活用し、学校、教育委員会などと連携しながら、相談、情報提

供を行います。【25】

- 貧困の連鎖を防止するために、本県では生活困窮世帯の中学生を中心に、「子どもの学習支援事業」を行っています。子どもに対しては、学習支援と居場所の提供、保護者に対しては、相談支援を行っていますが、引き続き、当事業を実施するとともに充実に努めます。【26】
- 本県には、家庭と地域や学校をつなぐ「家庭教育支援チーム」があります。このチームは、いじめ・不登校などに悩む保護者からの相談電話に対応したり、不登校などの家庭教育上の問題を抱える保護者から、家庭教育コーディネーター（元教員）の訪問を求められたとき、家庭を訪問し、教育的な観点から保護者の相談にのったりアドバイスをしています。また、必要に応じて、ホームフレンド（大学生）が不登校児童生徒の話し相手や遊び相手になり、心の安定を図ることもしています。  
こうした相談体制を継続するとともに、充実に努めます。【27】
- これまで、外国人県民の子どもたちの教育に関して、関係部局から成るプロジェクトチームを設置してきましたが、切れ目のない支援を実現するため、今後は教育面に限らず、子育てや相談事業にまで検討の対象を拡大した「外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム」を設置します。  
このプロジェクトチームでは、子どもたちを支援しているNPOなどの関係者の意見も取り入れながら、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するとともに、2016年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」の趣旨を



踏まえ、施策の充実に向けて検討を行います。

また、乳幼児期から高等学校卒業までの制度や支援策を一覧で把握できるような図表などを作成するとともに、継続した支援を行うために、関係者と情報共有する仕組みについて検討します。【28・29】

#### **(要特別支援児童生徒に対する対応の検討)**

- 発達障害を含む障害のある外国人児童生徒への適切な支援が課題となっています。日本人の特別支援の必要な児童生徒と同様、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導の充実などが必要ですが、そのためには、保護者とのコミュニケーション支援が必要です。

また、学校現場や支援者の間で、外国人児童生徒の発達障害の可能性が疑われるケースが話題となることが多くなってきていますが、日本語の理解不足なのか、来日による教育環境の変化が原因なのか、あるいは、本当に発達障害なのかといった判断が難しく、実態が把握できていないのが現状です。

そのため、発達障害の可能性のある子どもに対する適切なアセスメントや通訳、実態把握の方法などを検討する必要があります。しかし、これは早急な解決が難しい問題であるため、当面、どのような対応が最善なのかを関係者間で共有するため、支援者と連携しながら、事例発表や勉強会などの機会をつくって研究を進めていくとともに、関係者のネットワークをつくっていきます。【30】

#### **(外国人学校に対する支援／外国人学校への健康診断実施の働きかけ)**

- 外国人学校に対して各種学校<sup>[13]</sup>の認可

申請に関する情報提供や説明などを行うことにより、各種学校・学校法人化を引き続き促進します。また、各種学校認可校には私学助成金を交付します。【31・32】

- 外国人学校は学校保健安全法の対象になっていないことから、健康診断の実施状況について、実態を把握します。また、未実施の学校へは実施に向けて働きかけるとともに、保護者に対して健康診断の重要性を啓発していきます。【33】

- 外国人学校との連携を密にし、様々な課題について把握したり、相談窓口となり、必要な助言などを行います。【34】

#### **(健やかな成長と自己実現のための支援)**

- 外国人の子どもが、日本人の子どもと同様に、夢や目標に向かって自己実現を図り、地域社会をその一員として築いていくためには、豊かな心や健やかな体を育むことが大切です。そのため、命の誕生に感動したり、生きることの素晴らしさを実感できる経験や自然に触れる体験など、様々な交流や体験の機会を提供します。

また、十分な睡眠や食事、規則正しい生活といった基本的な生活習慣を身に付け、スポーツなどを通じてコミュニケーション能力を高められるよう、環境整備や情報提供に努めます。【35】

- 将来、社会においてその能力を発揮するためには、子どもたち自身が将来の進学や仕事に夢を持ち、その実現に向けて努力することが大切です。

そのため、県協会において、外国人県民の子どもたちやその保護者に対して、進路に関する情報を提供したり、具体的なイメージが持てるよう、日本社会で活躍してい



る第二世代から話を聞く機会を設けます。

【36】

○ 本県では、2011年度に、外国人の子どもの高校進学をサポートするため、子どもたちや保護者向けに「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」<sup>[14]</sup>を、地域で支援している団体向けに「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」<sup>[15]</sup>を作成しましたが、彼らを取り巻く状況の変化を踏まえ、当ガイドブックの情報の更新を行うとともに、活用方法を示しながら、先生やNPO、保護者などに対して、これらの普及を行い、子どもたちの夢の実現を支援していきます。【37】

○ 子どもの貧困が社会問題となっていることから、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

また、本県においても、2017年から、副知事をリーダーとして、「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」を設置し、各課室が実施する子どもの貧困対策関連事業の

情報共有や、必要な施策などの検討及び取りまとめを行っています。こうした場での検討結果を踏まえ、必要な施策などを実施していきます。【38】

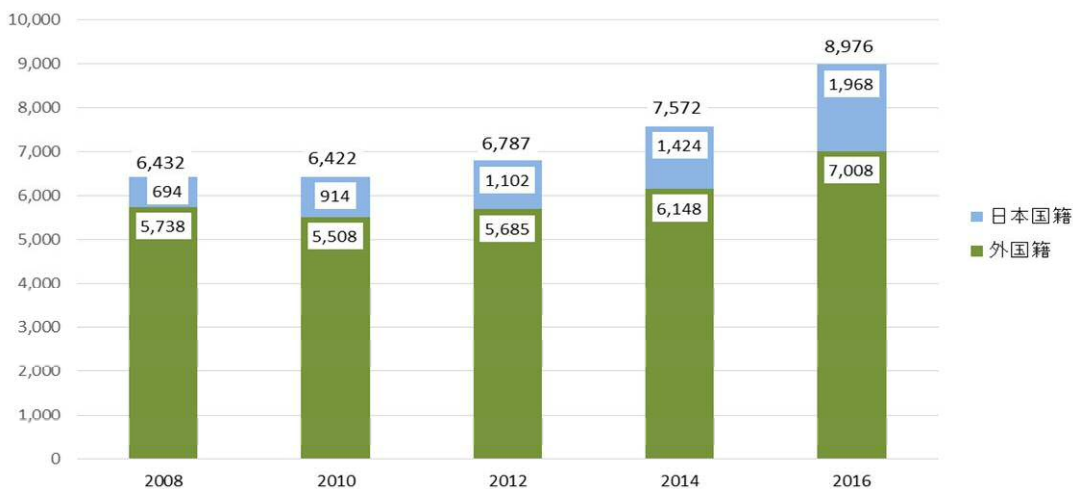
**(少年非行の防止や犯罪に巻き込まれないための取組)**

○ 問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことは、少年非行の防止に重要であることから、地域、学校、警察などの関係機関が一体となって街頭巡回や非行防止教室などを行います。また、犯罪の被害者などにならないよう、犯罪防止に向けた各種犯罪の取締りを強化します。【39・40】

○ 犯罪被害や交通事故などに遭わないよう、地域安全対策を推進するとともに、自分や他者の身を守る能力を養うため、安全教育を推進していきます。また、消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者教育を行っています。なお、安全教育や消費者教育については、子ども期に限らず、各年代共通の課題であることから、年代に合わせて、各種情報の多言語化などを行っています。

【41～43】

＜愛知県の公立小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒数＞



(資料) 日本語指導が必要な児童生徒数：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」



### (子どもの日本語習得のための支援)

- 本県の小・中学校には、2016年5月1日現在、全国で2番目に多い10,538人の外国人児童生徒が在籍しています。また、公立小・中学校で日本語指導が必要な外国籍児童生徒は7,008人、日本国籍であるものの、日本語を母語としていなかったり、国際結婚家庭の子どもなどで日本語指導が必要な児童生徒が1,968人となっており、いずれも全国最多で、全国の2割以上を占めています。

こうした子どもたちを支援するため、本県においては2008年度に地元経済界、企業などと協力して「日本語学習支援基金」を造成し、県協会を通じて、地域の日本語教室などを支援することにより、子どもたちの日本語習得促進と、地域での居場所づくりを進めてきました。

今後も、引き続き、この基金を活用した助成を行うとともに、外国人県民の子どもたちのための日本語教室を増やしていきます。

また、外国人学校に対しては、日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成するとともに、外国人学校が希望する日本語学習教材を給付します。【44】

- 地域の日本語教室の人材不足を補うため、県協会において、企業OBや教員OBなどに対する日本語指導ボランティア養成講座を行うとともに、学校関係者と地域ボランティアの共同研修も行います。【45】

- 言語は使うことにより上達していきますが、日本語を学んでも、覚えた日本語を人前で話せない外国人の子どももいます。そこで、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るための日本語スピーチコンテストを開催することにより、日本語の習得を促進します。

また、当コンテストが全国的にも広がるよう、国に対して全国大会の開催を要望していきます。【46】



「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」(2017年8月)



## 青年期

外国人生徒を対象とした特別な入学者選抜／若者・外国人未来塾／学  
齢超過／社会的自立／第二世代／就労につながる日本語教室



名古屋 YWCA 外国人子ども日本語教室「ガリ勉クラブ」高校部

### （高等学校等における学習機会の促進）

○ 本県では、高等学校における教育を受ける機会を促進するため、2016年度に県立高等学校の全日制課程で外国人生徒を対象とした特別な入学者選抜の実施校を増やし、2017年度には定時制課程の前期選抜でも全日制過程と同様に学力検査問題のルビ振りや個人面接を行うといった外国人生徒への配慮を始めました。

また、現在、多言語で外国人生徒向けの入学者選抜制度の案内を作成していますが、これに加えて、入学者選抜実施校一覧を作成して学校の概要や特色などの情報を提供していきます。【47・48】

○ 外国人生徒に対する学習指導や学校生活への適応指導を実施するため、県立高等学校に生徒の母語に堪能な外国人生徒教育支援員を配置しており、引き続き、外国人生徒の学習活動や学校生活などの支援を行います。

また、外国人生徒教育支援員のネットワークづくりに協力することにより、質の向上に努めます。【49・50】

○ 外国人生徒は、日本語能力の面でハンディがあることから、学力やニーズに合っていない高等学校を選択し、途中で退学してしまう傾向があります。また、公立小中学校には、日本語教育適応学級担当教員が配置されていますが、高等学校の入学後のサポートは十分ではありません。

そのため、2017年度に、「若者・外国人未来塾」を県内3地区で開設し、高卒認定試験に向けた学習支援や、外国人生徒への日本語学習支援（名古屋地区のみ）などを行っていますが、今後は、身近なところで支援が受けられるよう、実施か所の増加に努めます。

また、関係部局や子どもたちを支援しているNPOなどの関係者の意見を聞きながら、高等学校に進学した外国人生徒の実態や中



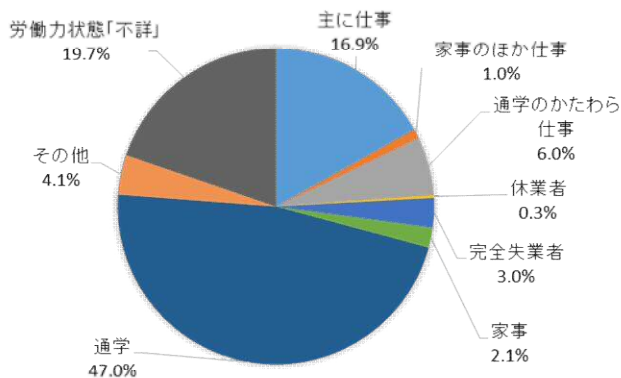
退した理由などを把握し、どんなサポートが必要かを検討し、高等学校に通い続けられる外国人生徒の数が増えるよう、支援していきます。【28・51・52】

- 15歳から19歳の外国人県民の状況を見ると、日本人県民に比べて、労働力状態「不詳」の割合が高くなっており、実態の把握が難しい状況にあります。その中には、義務教育年齢を超えた学齢超過で親に呼び寄せられて来日したり、中学校卒業間近の年齢で呼び寄せられ、そのまま中学校を卒業しないまま学齢超過となってしまう、所属を持たない子どもがいることが考えられます。こうした子どもの中学校への就学については、国が柔軟な対応を求めているところですが、中学校卒業程度認定試験についても内容や制度の面で改善するよう、国に対して要望を行っています。

また、学齢超過の子どもに対する高等学校などへの就学促進活動を広域的に行っているNPOに対して、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。【53・54】

- 本県は、私立高等学校の全日制課程の入学納付金や私立高等学校及び専修学校高等課

＜愛知県の15歳から19歳の外国人労働力状態＞



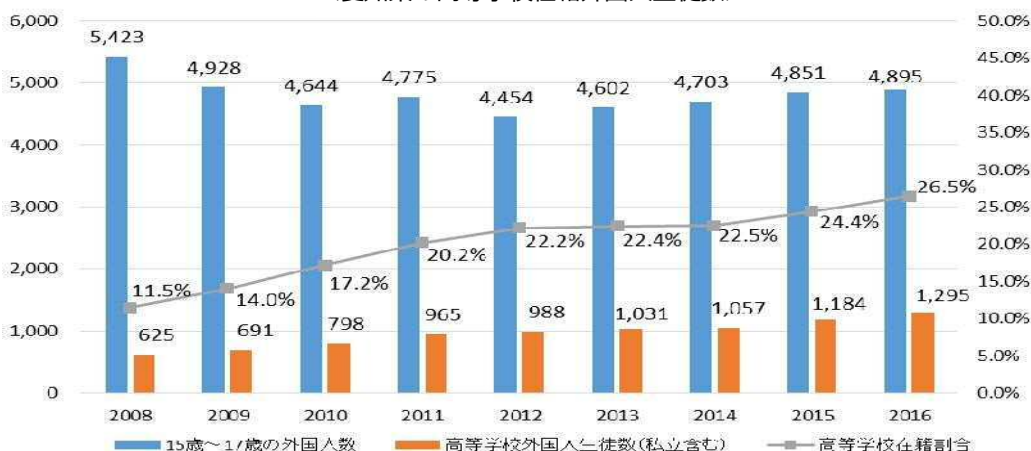
(資料) 総務省「国勢調査」(2015年)

程に通う生徒の授業料の負担軽減を図っています。また、県立高等学校では、経済的な理由により就学が困難な場合は入学金・授業料の減免をし、2014(平成26)年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を実施しています。さらには、経済的に就学が困難な高等学校等の生徒を支援するための奨学金制度や高等学校等奨学給付金制度もあります。

こうした制度を引き続き実施するとともに、外国人生徒や保護者に対して、制度の内容や制度利用にあたっての留意すべき点などについて多言語で情報提供に努めます。

また、各大学において、独自に入学金・授業料の減免制度を設けています。奨学金も各種団体が実施しており、こうした情報を提供

＜愛知県の高等学校在籍外国人生徒数＞



(資料) 15歳～17歳の外国人数：法務省「在留外国人統計」(一部推計)  
 高等学校在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」  
 日本語指導が必要な生徒数：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」



することにより、外国人の子どもたちが高等学校・大学などに通い続けられるよう支援していきます。【55・56】

### （社会的自立につなげるための支援）

- インターンシップは、一定期間職業体験をすることで就職のイメージをつかむことができ、進路を考える上で役に立ちます。そこで、積極的に外国人学生を受け入れ、就職先として自治体という選択肢があることを知ってもらうとともに、企業での受入れが促進されるよう働きかけていきます。【57・58】
- 外国人の子どもは、日本人に比べ、職業に関する情報を得にくいいため、日本にどのような職業があるかわからない場合があります。そこで、こうした子どもたちが企業展などに行く機会を設けることにより、職業観の醸成を図ります。【59】
- 外国人に限らず、ひきこもりやニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が抱える問題は複雑で多様化しており、相談窓口の機能充実や相談体制の整備が求められています。そこで、子どもや若者の生活実態や意識を調査するとともに、相談・支援を実施している県や国、市町村、NPO などの関係者が連携を密にして、切れ目のない支援に努めます。また、市町村と連携して「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保や、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進していきます。【60】

### （第二世代などのネットワークづくり）

- 日本で生まれ育ち、日本社会で活躍しているニューカマーの第二世代やオールドカマーの若い世代は、次の世代にとってのロールモデルであり、これからの多文化共生の社会

づくりや地域のまちづくりに重要な役割を果たすことが期待されます。

そこで、彼らを地域社会の担い手として育成し、ネットワークづくりを支援していきます。また、そうしたネットワークを通じて、彼らのアイデンティティの確立にも寄与していきます。【61】

### （有害環境などへの対応）

本県では、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から次代を担う青少年を保護するために、「愛知県青少年保護育成条例」を制定し、有害図書類や深夜外出、いわゆる「JK ビジネス」と言われる有害役員営業に関する規制を行っています。また、インターネットの利用による有害情報の閲覧などの防止を図る取組を行っています。

これらに関する情報提供を行うことによって、有害環境から青少年を守ります。【62】

### （青年期における日本語学習の充実）

- 中学生までを対象としていた日本語学習支援基金による子どもの日本語教室の対象を、2016年度に高校生にまで拡大しましたが、実際には高校生まで受け入れている教室はあまりないのが現状です。

一方、大人向けの日本語教室が日本語を勉強したい高校生の受け皿となっている場合があります。しかし、成人を対象とした日本語教室と高校生を対象にした日本語教室ではニーズの異なる部分があります。

そこで、高校生を受け入れている日本語教室に対して、引き続き、助成を行うとともに、事例やノウハウの紹介などを通じて、高校生の日本語学習機会の充実に努めます。また、県の設置する「若者・外国人未来塾」においても、高校生のための日本語教育を実施してきます。【44・51・63】